

令和8年度予算額 229億円(245億円) + 令和7年度補正予算額 306億円

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
 - ・ 保育所整備事業【私立】 ・ 幼保連携型認定こども園整備事業【私立】 ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）【私立】 ・ 公立認定こども園整備事業（教育部分に限る）
 - ・ 小規模保育整備事業【私立・公立】 ・ 乳児等通園支援事業実施事業所整備事業【私立・公立】 ・ 防音壁整備事業 ・ 防犯対策強化整備事業

実施主体等

【実施主体】 ①（②以外）市区町村 ②（公立認定こども園）都道府県・市区町村

【設置主体】 ①（うち、私立保育所、私立認定こども園）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人

※ 「実施計画」の採択を受けている場合「市町村が認めた者（公立施設を除く）」を設置主体とすることができる。

①（うち、小規模保育事業所、乳児等通園支援事業所）市町村が認めた者（公立施設を含む。）

②都道府県・市区町村

【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等

【補助割合】

① 原則国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には、補助率の嵩上げを行う（1／2→2／3） 【国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4】

○待機児童対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る

待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）において、財政力指数が1.0未満の市町村かつ、20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」および「教育部分」に適用する

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業を実施するこども誰でも通園制度総合支援システムを導入（予定）の市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

② 原則国 1／3、設置者（市区町村） 2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

【拡充】補助率の嵩上げについて、「人口減少対策」のための認定こども園の整備については、「保育所部分」に加えて「教育部分」にも嵩上げを適用する。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算額 463億円の内数（464億円の内数）＋令和7年度補正予算額 104億円の内数

事業の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修を行う際等に要する改修費等の一部を補助する。また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。

事業の概要

- 【対象事業】
（１）賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 （２）小規模保育改修費等支援事業 （３）幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
（４）認可化移行改修費等支援事業 （５）家庭的保育改修費等支援事業 （６）乳児等通園支援事業実施事業所改修費等支援事業

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額（R8）】

（１）新設または定員拡大の場合（１施設当たり）	利用（増加）定員19名以下	19,968千円
	利用（増加）定員20名以上59名以下	35,942千円
	利用（増加）定員60名以上	73,216千円

老朽化対応の場合（１施設当たり） 35,942千円

（２）１事業所当たり：29,287千円	（３）１施設当たり：29,287千円	（４）１施設当たり：42,599千円
（５）保育所で行う場合（１か所当たり）：29,287千円	保育所以外で行う場合（１か所当たり）：3,194千円	
（６）１事業所当たり	①改修費等：4,876千円	②礼金及び賃借料（開設前月分）：600千円

【補助割合】（１）～（４）、（６） 国：１／２、市区町村：１／４、設置主体：１／４ （※）国：１／２、市区町村：１／２
（※）国：２／３、市区町村：１／１２、設置主体１／４ （※）国：２／３、市区町村：１／３
（５） 国：１／２、市区町村：１／２ （※）国：２／３、市区町村：１／３

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（１／２→２／３）

○待機児童対策

待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）において、財政力指数が1.0未満の市町村かつ、20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業を実施するこども誰でも通園制度総合支援システムを導入（予定）の市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

* 公立の場合の補助率（（２）、（６）に限る）

【見直し】「定期借家契約」の賃貸物件については補助の対象外とする。